

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>(略)</p>	<p>(気密試験) 吸収缶容器の接合部等が吸収缶と面体とが接続する側又は吸収缶の側面にあることが構造上確認できるものにあつては、吸収缶の内部に空気を一四七〇パスカルに達するまで送気し、漏気の有無を調べる。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>試験方法</p>	<p>2 吸収缶の性能は、次の表の上欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p>	<p>条件</p>	<p>2 吸収缶の性能は、次の表の上欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p>
<p>(略)</p>	<p>(気密試験) 吸収缶の内部に空気を一四七〇パスカルに達するまで送気し、漏気の有無を調べる。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>試験方法</p>	<p>2 吸収缶の性能は、次の表の上欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p>	<p>条件</p>	<p>2 吸収缶の性能は、次の表の上欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。</p>